

健康管理照査技術研究会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は「健康管理照査技術研究会」（けんこうかんりしょうさぎじゅつけんきゅうかい、以下、本会）という。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、東京都港区西麻布3丁目3-3 第6谷澤ビル4階に置く。

(目的)

第3条 本会の目的は、研究者および学識経験者等から意見を募り、「健康管理照査技術者」資格者たるに相応しい教育カリキュラムの方向性を検討・精査し、もって新ヘルスケア産業ビジネスモデルを担う人材育成を目的とした標準的な専門教育の確立を目指す。

(会員)

第4条

- 1) 本会の会員は、コアメンバーと一般会員により構成される。
- 2) コアメンバーは本会の目的を推進し、社会に顕在化することを目指す。
- 3) 一般会員は本会の目的に賛同し、「健康管理照査技術研究会」資格に関する事業等、本会の目的を達成するために積極的に取り組む。
- 4) 一般会員には賛助会員（法人等）および特別会員（自治体、大学等の公共機関等）が含まれる。
- 5) 総会は会員および会員による紹介の者が出席できる。
- 6) 本会の会員は、意見その他について相互に尊重する。

(事業)

第5条

- 1) 年に2度、総会を開催する。
- 2) セミナーを開催する。
- 3) 「健康管理照査技術資格」等の資格発布及び各種教育制度の学術的・教育

的評価を行う。

4) その他本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

(機関・議決)

第6条 この会の議決を行う機関として、役員会および総会をおく。

2 会長、副会長、監事をもって役員会を構成する。

3 役員会は会長が召集し、総会に付託すべき事項及び総会の進行に関する事項及び本会の運営に関する事項を議決し執行する。原則的に議長は会長が務める。

4 役員会で議事を決する場合には多数決をもって行う。

5 総会は本会の目標達成に必要な以下の事項について討議し、必要に応じて議事を多数決によって決する。

1) 年度計画

2) 年度報告及び承認

3) 役員を選任

4) 本会の解散、合併に関する事項

5) その他、本会の運営に関する重要事項

第2章 役員

(役員の種類)

第7条 本会に次の役員をおく。

会長：1名

副会長：若干名

監事：1名

2 役員は総会で選任する。任期は2年とし、再任を妨げない。権限、責務等は、総会が定める。

3 監事は役員会、総会に出席し発言することができる。役員及び役員会が機能しない時は、総会を招集できる。

4 役員とは別に専門委員若干名及び事務局長1名をおき、役員会で選任する。任期は2年とし、再任を妨げない。

5 専門委員と役員をもってコアメンバーとする。

6 事務局長は役員会、総会に出席し、その決定に基づいて、事業執行や管理業務をおこなう。

(役員職務)

第8条

- 1) 会長は会を代表して会務を総括する。
- 2) 副会長は会長を補佐し、会長の事故あるときの職務を代理する。
- 3) 監事は業務及び会計事務の監査を行う。

会計事務についての不備・不正があった場合は速やかに役員に報告し、必要がある時は総会の招集を請求する。

第3章 総会

(総会の招集)

第9条 総会は年2回開催し、会長が招集する。

- 2 総会を招集するには、会員に対し総会の内容、日時、場所を通知する。
- 3 通知は開催日の30日前までにおこなうことを基本とし、適切かつ合理的な方法によりおこなうことを旨とする。

(総会出席基準)

第10条 総会は本会の会員および会員の紹介者とする。ただし、会員の紹介者として出席した者は、事務局の手続きによる会員登録をもってしなければ、当日の議決権は持たない。

(議事録の作成)

第11条 総会では、事務局は次の事項を記載した議事録を作成する。

- 1) 日時及び場所
- 2) 参加人数
- 3) 開催内容
- 4) 議事の経過、決定事項

第4章 会計

(経費)

第12条 会の経費は、当初は、株式会社HMCEの支出により運営される。

2 年会費は、当初は、無料とするが、事業その他の事由により年会費徴収の要が生じた場合には、役員会にて討議のうえ、総会の決議によって承認ものとする。

3 臨時の部会、検討会、懇親会等の開催については、出席者から合理的な実費を徴収する場合がある。

第5章 退会、休会、禁止事項、罰則

(退会規定)

第13条 本会の会員は、本会の退会を希望する際は、会員自らが事務局に退会する旨を申し出る。

(休会)

第14条

1) 本会の会員は、留学、遠方への転勤等により居住地・連絡先などに変更がある場合には、できる限りすみやかに事務局に申し出る。

2) 本会の会員は、上記事由により、一時的に休会することができる。その際は、休会に係る事由とともに休会期間を事務局に届け出る。

(禁止事項)

第15条

1) 営利目的の企業等による本会内部での接待、およびそれを目的とする本会への立ち入りは禁止する。

2) 本会の会員は、本会における決定事項や会員に関する情報等の事項等について、信義や倫理を軽んじた扱いをすることは禁止する。

(会則の改正)

第16条 会則の改正は役員会で議決し、総会において承認することを原則とする。

(細則)

第17条 この会則に定めのない事項及びこの会則の実施に必要な細則は、役員会が定め、必要に応じて総会で承認する。

(雑則)

第18条 この会則は、平成28年2月29日から施行する。